

# 同意書（加入・郵送）

（宛先）板橋区長

※必ず世帯主又は住民登録上同一世帯の方が記入してください。  
※裏面の注意事項も必ずお読みください。

・加入に際しての添付資料として、健康保険資格喪失証明書の写し、世帯主又は届出人の本人確認資料の写しを添付すること（添付資料は返却できません。）

・国民健康保険の加入に際し、資格取得年月日（以前の健康保険の資格を喪失した日）まで保険料が遡ること ※資格取得年月日は届出日ではありません。

・世帯主宛に国民健康保険被保険者証（以下、保険証）・納入通知書・納付書等、国民健康保険に関する一切の書類を送付すること（世帯主の方が国民健康保険に加入しない場合も同様です。）

・保険証は、原則、住民登録地に簡易書留で送付すること

・保険証の発送には、区が加入の届出書を受理してから5開庁日程度を要すること

・ご提出いただいた書類が不足、または記入内容に不備がある場合は、加入手続きができないため、返却させていただく場合があること

・住民登録上の同一世帯内に、国民健康保険組合（土木・建築・理髪業・美容業・医師などの方が集まって構成している国民健康保険組合）に加入している人がいないこと

上記内容すべてに同意します。（**レ点チェックを必ず入れてください。**）

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

（世帯主又は住民登録上同一世帯の方）

## <注意事項>

・職場の健康保険や、家族の健康保険など、ほかの健康保険組合に加入できる方は国民健康保険に加入できません。

(例) 週 20 時間以上の勤務時間があり、試用期間中ではない方は、勤務先の社会保険が適用となる可能性がありますので、勤務先にご確認ください。

・加入の届出書は、以前加入していた健康保険の資格喪失日以降に郵送してください（加入の届出ができるのは、加入理由〔退職など〕が発生した日にち以降です）。

・健康保険資格喪失証明書は、やめた職場または健康保険組合で発行してもらってください。

・国民健康保険料は資格取得年月日の属する月から発生します。区は加入処理が完了次第、決定された保険料の納入通知書を原則、下記のスケジュールで発送します。（4 月は 6 月中旬、下記スケジュール参照）。

### 現年度 4 月分以降の保険料

区の加入処理の完了日	4 月中	5 月中	6 月中
発送日	6 月中旬以降	6 月中旬以降	7 月中旬以降

### 前年度 3 月分以前の保険料

区の加入処理の完了日	4 月中	5 月中	6 月中
発送日	5 月中旬以降	6 月中旬以降	7 月中旬以降

・国民健康保険料の納付方法は、原則口座振替となっています。納入通知書に同封される口座振替依頼書の返送をお願いいたします（もしくは、ご連絡いただければ、送付させていただきます）。

・離職等のため職場の健康保険をやめた場合、国民健康保険に加入する以外に、一定の条件を満たすことで個人の希望により職場の健康保険の資格を継続（任意継続）できる場合があります。詳しくは、以前のお勤め先にお問い合わせください。任意継続と国民健康保険とでは、保険料の算定や保険給付の内容が異なりますので、事前に比較検討されることをお勧めいたします。

## <お問合せ>

・国民健康保険の加入に関すること

板橋区役所 国保年金課 国保資格係 03-3579-2406

・口座振替依頼書に関すること

板橋区役所 国保年金課 国保収納係 03-3579-2409